平成２７年（再ロ）第８号

兵庫県尼崎市若王寺１丁目25番25号
再生債務者　喜多　俊介
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年３月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月30日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再ロ）第１号

山口県美祢市大嶺町東分来福台５丁目１番地１（県営住宅４棟303号）
再生債務者　田中　和恵
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年３月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月30日　山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（再ロ）第１００４号

東京都大田区東嶺町45―１―402
再生債務者　辻　泰子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年12月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第１００５４号

東京都足立区関原３―43―３―803（開始決定時の住所）東京都墨田区錦糸１―６―11―1001
再生債務者　吉村仁一朗（旧姓吉田）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年３月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第３号

香川県丸亀市郡家町3693番地７
再生債務者　岩井　鉄也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年３月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月30日　高松地方裁判所丸亀支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成28年４月８日　愛媛県教育委員会
１　失効した免許状の種類（教科）、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地
(1)　小学校教諭二級普通免許状、昭57小二普第88号、昭和58年３月24日、愛媛県教育委員会、山田　能文、愛媛県
(2)　中学校教諭一級普通免許状（技術）、昭57中一普第259号、昭和58年３月24日、愛媛県教育委員会、山田　能文、愛媛県
２　失効年月日　平成28年３月31日
３　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第１号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十八年五月十四日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十八年三月二十四日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年三月二十四日
掲載頁　一一三頁（号外第六十六号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年三月二十四日
掲載頁　一一三頁（号外第六十六号）
平成二十八年四月八日
青森県青森市大字浜田字豊田三八五番地
(甲)　株式会社ヰヌ・コム
代表取締役　渡部　一人
青森県青森市矢作一丁目一三番一〇号
(乙)　株式会社ブロードバンド・コミュニケーションズ
代表取締役　舛谷　順一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十八年七月一日であり、またこの合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年八月十四日
掲載頁　五十七頁（号外第一八四号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年八月十四日
掲載頁　五十七頁（号外第一八四号）
平成二十八年四月八日
福島県福島市上町四番三〇号
(甲)　株式会社ハートライン
代表取締役　三浦　隆夫
福島県郡山市大槻町字牛道六番地の一〇
(乙)　株式会社互助システムサークル
代表取締役　三浦　隆夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十八年三月二十四日
掲載頁　二頁
(乙)　計算書類の公告義務はありません。
平成二十八年四月八日
大阪市浪速区桜川一丁目七番三号
(甲)　太田ベニヤ株式会社
代表取締役　山田　稔
和歌山市小倉二九四番地の三一
(乙)　有限会社茂野建具店
代表取締役　茂野　佳敬

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社プロフェシー（住所岡山市北区野殿東町三番地二五）に対して当社の公衆浴場事業・温泉利用事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年四月四日
掲載頁　九十五頁（号外第七十九号）
平成二十八年四月八日
京都市南区吉祥院西ノ庄西中町一番地
株式会社プロフェシー
代表取締役　山下　英治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は株式会社ｉｇｕａｎａとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年四月八日
東京都新宿区西新宿八丁目一九番一一―二〇一号　合同会社Ｙ＆Ｉ　Ｔｒａｄｅ
代表社員　蘭草　祐輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年四月八日
東京都港区白金三丁目一六番一三号シティハイツ白金高輪五〇一　合同会社リライアンス
代表社員　頼　貴和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年四月八日
広島市安佐北区口田五丁目二八番一一号　合同会社ｄ―ｍａｋ
代表社員　藤山大二郎